

一般財団法人熊本県建築住宅センター昇降機等定期報告審査等業務規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第3項に基づく昇降機等の定期報告に関し、一般財団法人熊本県建築住宅センター（以下「センター」という。）が報告者等の依頼により行う特定行政庁へ届出される定期報告書類の記載内容等が適切であるかの審査及び定期報告書類の特定行政庁への送付並びにこれに関連する業務について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 特定行政庁 法第2条第33号に規定する特定行政庁のうち、熊本県知事並びに熊本市、八代市及び天草市の市長をいう。
- 二 定期報告 法第12条第3項の規定による特定行政庁への報告をいう。
- 三 昇降機 エレベーター、エスカレーター、段差解消機、いす式階段昇降機及び小荷物専用昇降機をいう。
- 四 昇降機等 昇降機及び遊戯施設をいう。
- 五 定期報告書類 昇降機等の定期報告において特定行政庁に提出すべき書類（昇降機にあつては次のアからウまで及びキの書類、遊戯施設にあつては次のエからキまでの書類をいう。）をいう。
 - ア 昇降機の定期検査報告書（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）別記第36号の4様式）
 - イ 昇降機の定期検査報告概要書（規則別記第36号の5様式）
 - ウ 昇降機の検査結果表（平成20年国土交通大臣告示第283号別記第1号様式から別記第6号様式まで並びにこれらの書類の別添1様式及び別添2様式）
 - エ 遊戯施設の定期検査報告書（規則別記第36号の10様式）
 - オ 遊戯施設の定期検査報告概要書（規則別記第36号の11様式）
 - カ 遊戯施設の検査結果表（平成20年国土交通大臣告示第284号別記様式及びその別添様式）
 - キ 法第12条第3項の規定による検査において、安全上支障があるとされた昇降機等にあつては、当該支障のある昇降機等の改善を図るための計画の内容を記載した書面（改善計画書）
- 六 定期報告審査等業務 定期報告書類の様式及び記載内容が適切であるかの審査及び特定行政庁への定期報告書類の送付並びにこれに関連する業務をいう。

(定期報告審査等業務実施の基本方針)

第3条 センターは、法、これに基づく命令、告示、条例及びこれらに係る通知、その他関係法令並びに本規程によるほか、定期報告審査等業務を公正かつ適確に実施するものとする。

(定期報告審査等業務を行う時間及び休日)

第4条 定期報告審査等業務を行う時間は、休日を除き、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 12月29日から1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 四 センターが別に定め、公示した日

(事務所の所在地及びその業務区域)

第5条 事務所の所在地は、熊本県熊本市中央区水前寺六丁目32番1号とし、その業務区域は熊本県の全域とする。

第2章 定期報告審査等業務の実施方法

(定期報告審査等業務に関する必要な図書)

第6条 センターに定期報告審査等業務を依頼する者（以下「申込者」という。）は、次の図書を提出するものとする。

- 一 定期報告書類（特定行政庁提出用）
- 二 定期検査報告書の写し（センター保管用）
- 三 第一号の定期報告書類の控え（報告者等への返却用。定期報告書類を報告者等が返却を必要とする場合に限る。）

(定期報告審査等業務の引受)

第7条 センターは、前条の規定により定期報告審査等業務の依頼があった場合は、拒否すべき正当な理由がある場合を除き、これを引き受ける。

(定期報告審査等業務)

第8条 センターは、前条の規定により引き受けた定期報告書類に関して、次に掲げる審査等を行ったうえで特定行政庁へ送付するものとする。

- 一 定期報告書類の様式に不備がないかの内容確認・助言
- 二 定期報告書類に記載された内容が不十分又は不適切でないかの内容確認・助言。
- 三 定期報告書類の記載内容が法及び関係告示並びに法に基づく命令等に準拠していることの内容確認・助言
- 四 平成20年国土交通省告示第283号及び第284号並びに（一財）日本建築設備・昇降機センターが定めた昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書に準拠した検査による報告であることの内容確認・助言

五 特定行政庁が指定する定期報告書類の記入方法に準拠していることの内容確認・助言

2 センターが定期報告審査等業務にあたり、定期報告書類の内容が適切であるか判断が困難な場合、センターは申込者に対して説明等又は追加の資料の提出を求めることができる。

3 センターは、審査等の結果、申込者が提出した定期報告書類の記載内容が適切であると認められた場合、定期報告書類の情報の一部を電子台帳（パソコン及び外部記録媒体（以下、「パソコン等」という。）上の台帳をいう。）に記載後、定期報告書類1部を当該特定行政庁へ速やかに送付するものとする。また、報告者等へ返却する定期報告書類の控えに届け出完了日と同日の受付印を押印の上、申込者に引き渡す。

（定期検査報告済証の発行）

第9条 前条の規定に基づき、定期報告書類の記載内容が適切であると認められた場合には、法第12条第3項に基づく定期検査報告書類が提出されたことを証するものとして、センターが定めた定期検査報告済証を申込者に交付するものとする。なお、安全上支障があるとされた昇降機等にあつては、特定行政庁との協議のうえ、定期検査報告済証の交付を一時保留することがある。

（センターの免責）

第10条 センターは、次の各号の一に定める場合は、責任を負わない。

- 一 申込者の提出した定期報告書類に虚偽の記載があり、それを前提として、センターが定期報告書類を適切と判断したとき
- 二 その他、センターに故意又は過失がない場合

第3章 定期報告審査等業務に関する手数料

（定期報告審査等業務手数料）

第11条 センターは、定期報告審査等業務の実施にかかる手数料を次表のとおり定める。

種 別		定期報告審査等業務手数料（消費税抜き）	
昇降機	エレベーター	1台につき	2,000円
	段差解消機	1台につき	2,000円
	いす式階段昇降機	1台につき	2,000円
	エスカレーター	1台につき	2,000円
	小荷物専用昇降機	1台につき	2,000円
遊戯施設		1台につき	2,000円

(定期報告審査等業務手数料の収納)

第12条 申込者は、定期報告審査等業務手数料を現金納入又は銀行振込みにより納入するものとする。

2 センターと申込者は、別途協議により、手数料の一括納入等別の方法をとることができるものとする。

(定期報告審査等手数料の返還)

第13条 センターが収納した定期報告審査等手数料は返還しない。ただし、センターの責めに帰すべき事由により定期報告審査等業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

第4章 雑則

(秘密保持義務)

第14条 センターの役員及びその職員（関係者を含む。）、並びにこれらの者であったものは、定期報告審査等業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は盗用してはならない。

(委任等)

第15条 定期報告審査等業務に関し、申込者から協議の申し出があった場合は、センターは誠実に対応するものとする。

2 この規程に定めるもののほか、定期報告審査等業務を円滑に行う上で必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行日)

第1条 この規程は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 令和2年3月31日までの間の定期報告審査等業務手数料は第11条の規定にかかわらず、次表の額とする。

種 別		定期報告審査等業務手数料（消費税込み）	
昇降機	エレベーター	1台につき	2,000円
	段差解消機	1台につき	2,000円
	いす式階段昇降機	1台につき	2,000円
	エスカレーター	1台につき	2,000円
	小荷物専用昇降機	1台につき	2,000円
遊戯施設		1台につき	2,000円